(5) 主要農作物原種ほ経営委託要領

制定 平成 3年 5月28日畑園第 604号 改正 平成 7年 3月16日畑園第1914号 改正 平成 8年10月 2日畑園第1830号 改正 平成 9年 4月 1日畑園第 改正 平成10年11月18日畑園第1833号 改正 平成11年 6月10日畑園第 541号 改正 平成14年 4月 1日農園第2247号 改正 平成22年 4月 1日農産第1584号 改正 平成23年 3月10日農産第1320号 改正 平成23年 4月 6日農産第 20号 改正 平成29年 7月24日農産第 587号 改正 平成30年 4月 1日農産第1555号 改正 平成31年 4月 1日農産第1734号 改正 令和 元年 8月22日農産第 725号 改正 令和 2年 3月31日農産第1816号 改正 令和 3年 4月 1日農産第 3号 改正 令和 5年 5月31日農産第 306号 改正 令和 5年11月13日農産第1004号

(趣旨)

第1 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。)第10条における主要農作物の原種ほの生産に係る原種ほ経営委託は、北海道財務規則(昭和45年規則第30号)、業務委託事務取扱要綱(昭和50年3月25日局総第101号)、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例事務取扱要領(平成31年4月1日農産第1619号農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(原種ほ設置の要件)

第2 原種ほの設置の要件は、事務取扱要領別記1に定めるもののほか、効率的な生産が適地において可能な限り集中的に行われることとする。

(委託の要件)

- 第3 原種ほの経営を委託する場合は、事務取扱要領別記1に定めるほか、次によるものとする。
 - (1) 受託者は原種の生産方法に関して、道の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原種の生産に熱意を有する農業協同組合、農業協同組合連合会、公益財団法人日本特産農作物種苗協会及び道が適当と認める団体とする。
 - (2) 受託者は、あらかじめ道の書面による承諾を得た場合は、原種ほの経営の一部を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。
 - (3) 原種生産が、道と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結するものとする。
 - ア 道は、受託者に対し原種の生産に必要な種子の供給の責任を有すること。
 - イ 道は、原種の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。
 - ウ 道は、生産された原種について処分する責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。
 - エ 道は、委託に係る原種ほの運営に必要な経費を負担すること。

(契約の締結)

- 第4 総合振興局長又は振興局長(以下「振興局長等」という。)は、条例第9条に定める種子計画に基づき、第2及び第3の要件に照らし適当と認められる者の中から選定した原種はの経営を受託する者と、 委託契約を締結するものとする。
 - 2 契約の締結は、原種ほの設置並びに当該ほ場から生産された原種を、道の指定する場所に出荷する 業務について、別紙の委託契約書式を標準とした委託契約書により行うものとする。
 - 3 振興局長等は、原種ほの経営委託契約を締結したときは、第1号様式の主要農作物委託原種生産計画を、その年の4月30日(秋まき小麦は9月30日)までに知事に提出するものとする。

(原種生産方法)

第5 原種の作物別の具体的な生産方法は、水稲原採種栽培管理基準(平成6年4月8日農流第64号)、 大麦、小麦及びそば原採種ほの設置並びに栽培管理基準(昭和56年10月29日畑作第632号)、豆類原 採種ほの設置及び栽培管理基準(昭和56年6月1日畑作第308号)によるものとする。

(審査等の内容)

第6 道は、委託した原種ほ及びその生産物について、条例第12条に準じほ場審査及び生産物審査を行う ものとする。

なお、稲及び秋まき小麦の原種ほにあっては出芽状況の調査を行うものとする。

(審査員等の指名)

- 第7 第6の審査及び調査(以下「審査等」という。)は、事務取扱要領第12により指名された審査員(以下「審査員」という。)及び事務取扱要領第13により委嘱された審査補助員(以下「審査補助員」という。)が行う。
 - 2 振興局長等は、審査等を行う審査員及び審査補助員を定めたときは、受託者に対し、通知するものとする。

(審査等の進め方)

- 第8 審査員は、受託者と連携を密にし、審査等を行う時期を的確に判断し、計画的に行うものとする。
 - 2 受託者は、審査等に立ち会わなければならない。
 - 3 審査員及び審査補助員は、審査等の結果について、第2号様式の主要農作物委託原種審査野帳を作成するものとする。

(生産予想数量の報告)

第9 振興局長等は、第3号様式の主要農作物委託原種生産予想数量を次の期日までに、知事に提出する ものとする。

区分	期日
稲	毎年12月15日
大麦及び小麦	毎年 7月31日
大豆	毎年 1月15日

(審査等結果報告)

- 第10 審査員は、稲及び秋まき小麦の出芽状況調査、第2期ほ場審査及び生産物審査の終了後速やかに、 それぞれ第4号様式の委託原種ほ稲・秋まき小麦出芽状況調査結果報告書、第5号様式の主要農作物委 託原種ほ審査結果報告書及び第6号様式の主要農作物委託原種生産物審査結果報告書を振興局長等に 提出するものとする。
- 2 振興局長等は、前項の審査に係る報告書を受理した場合は、第11に基づくほ場審査証明書等の交付を行うとともに、原種証票を交付したときは速やかに第7号様式の主要農作物委託原種ほ産種子の審査成績報告書を知事に提出するものとする。

(ほ場審査証明書等の交付)

第11 道は、第10の1の審査結果報告書において、事務取扱要領別記3に定める基準等に適合すると 認められるときは、受託者に第8号様式の主要農作物委託原種ほ場審査証明書並びに第9号様式その1 又はその2の原種証票を交付するものとする。

(委託契約に基づく原種出荷数量を超えるものの取扱い)

- 第12 道は、委託契約に基づく原種出荷数量を超えて生産されたものについて、審査員に生産物審査を 行わせることができ、事務取扱要領別記3に定める基準等に適合すると認められるときは、事務取扱要 領第18条に基づく生産物審査証明書を交付することができるものとする。
- 2 審査員は、前項に基づき生産物審査を行った場合は、第10に基づく審査等結果報告において、第6 号様式の主要農作物委託原種生産物審査結果報告書の備考欄に、事務取扱要領別記3に定める基準等に 適合すると認められた数量を記載するものとする。

(審査不合格の取扱い)

第13 受託者は、審査等に不合格となったほ場については、当該ほ場の生産物が種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分について的確な措置を講ずるものとする。

(委託業務の完了)

- 第14 受託者は、受託業務を完了したときは、速やかに第10号様式の主要農作物委託原種ほ経営成績 書を振興局長等に提出するものとする。
 - 2 振興局長等は、前項の主要農作物委託原種ほ経営成績書を受理したときは、速やかに第11号様式の主要農作物委託原種ほ経営成績総括表を知事に提出するものとする。

(生産数量が計画出荷数量に満たない場合)

第15 原種生産数量が、計画出荷数量(委託契約で定めた原種出荷数量。以下同じ。)に満たないこととなった場合は、その減量分に相当する額を減じて得た額をもって委託料の額とすることができるものとする。

(災害等の報告)

- 第16 受託者は、災害等やむを得ない事情により、原種の生産に支障を来した場合又は予想されるときは、速やかに振興局長等にその状況を報告するものとする。
 - 2 振興局長等は、前項の報告があった場合は、速やかに知事に報告するものとする。

(道の責務)

第17 道は、優良な種子を生産するよう受託者を指導、監督するとともに、必要に応じ調査、報告を求めるものとする。

(受託者の責務)

- 第18 受託者は、次の事項を守り、優良な種子の生産を行わなければならない。
 - (1) 委託契約書に定める原種ほ経営日誌を備え付け、これに必要事項を記入し、ほ場審査の際、審査員に提示すること。
 - (2) 計画出荷数量の限度において、審査に合格した原種全量を道の指定する場所に出荷しなければならないこと。
 - (3) その他道の指導等に従うこと。

主要農作物委託原種生産計画書

作物名()		()総合振興局	局又は振興局
市町村名	品種名	受託者氏名	原種ほ設	原種生産	予定数量	備考
			置面積	10a当たり	総生産量	
			а	kg	kg	

注 この様式は作物別に作成すること。

作物名(稲・大麦・小麦・大豆)

審査員

1 事前記入事項

(1) 整理事項

				1		
品種名			見込	出芽(2~3葉)期	月	日頃
ほ場所在	E地			第1期	月	日頃
契約面積	生具	a	生育時期	第2期	月	日頃
受託者	住所		見込み収穫	収穫期	月	日頃
	氏名		調製時期	包装完了期	月	日頃
備	考					

注 「見込生育時期」欄中「出芽(2~3葉)期」欄は、稲及び秋まき小麦についてのみ記載する。

(2) 確認事項

	は種量		kg/10a				時	期	種	É	類	施肥	量kg	/10a
種子	消毒の方法						月	日						
栽培面	頑		a	管	施	肥	月	日						
は種月	目	月	日				月	日						
移植月	目	月	日				時	期	き	ī				法
出穂又	スは開花期	月	日		中	耕	月	日						
苗代其	明の状況				除	草	月	日						
(生育	ず状況等)						月	日						
前作物	加名						時	期	薬	剤	名	散	布	量
	平 年		kg/10a		病虫	害	月	日						
単収	前 年		kg/10a		防	除	月	日						
	本年見込		kg/10a	理			月	日						
備考					異品	₁種・	時	期	Þ	1			3	容
					異種	類等	月	日						
					の推	置	月	日						

2 出芽状況調査及び調査結果

調査月日及び立	7.会人	月	日	
	調査項目		判	定
調査結果	出芽の良否			

調査指示事項

- 注1 稲及び秋まき小麦についてのみ記載すること。
- 注2 「調査結果」欄中「出芽の良否」欄は、「良」「中」「否」を記入のこと。

3 ほ場審査状況及び審査成績

項目	時期	第	1	期		第	2	其	月
審查	E月日及び立会人	月 日			月	日			
	審査項目 区分	判定	摘	要	判	定	摘		要
審	異型、異品種、異種類の混入	適・不適			適・不	適			
	雑草の混入	適・不適			適・不	適			
查	種子伝染性の病虫害の発生	適・不適			適・不	適			
	その他病虫害及び気象被害の	適・不適			適・不	適			
成	発生								
	生育状況	適・不適			適・不	適			
績	ほ場環境の状況	適・不適			適・不	適			
	判定	合 枚	各•	不合格		合 格	•	不合格	各
審査	指示事項								
収種	 見込数量			kg					kg
証明	書番号及び交付月日				第	号		月	日

注 「摘要」欄には、各審査項目に係るほ場の状況を記載し、判定の理由を明らかにすること。

4 生産物審査状況及び審査成績

審査月日及び	が立会人	月	日		審查	E総数量	kg				
審査場所				内 合格数量		kg					
審査指示事項	Į				訳	不合格数量	kg				
審査証明書交付月日及び枚数				月日			枚				
不合格数量	発芽率			kg	雑草	直種子	kg				
の審査項目 異品種粒				kg	種子	一伝染性の病虫害粒	kg				
別内訳 異種穀粒				kg	その)他病虫害粒	kg				

- 注1 「不合格数量の審査項目別内訳」欄中「その他の病虫害粒」欄は、大豆にあっては「被害粒 及び未熟粒」と読み替えること。
- 注2 複数の審査項目についての不合格の場合は、最も主要な項目に記載すること。
- 注3 異品種粒の中に異型粒を含むものとする。
- 注4 本野帳は、適宜、項目等修正することができる。

主要農作物委託原種生産予想数量

1	作物名()		()総合振興	局又は振興局
	市町村名	品種名	受託者氏名	原種ほ設	原種生産予	想数量	備考
				置面積	10a当たり	総生産量	
				а	kg	kg	

注 この様式は作物別に作成すること。

委託原種ほ稲・秋まき小麦出芽状況調査結果報告書

年 月 日

総合振興局長又は振興局長様

審査員

次のとおり出芽状況の調査を実施したので報告します。

品種名	市町村名	受託者氏名	契約面積	は種面積	出芽の良否	摘要
			а	a		

- 注1 調査は2~3葉期に行うこと。
- 注 2 出芽の良否は、出芽数の多少を観察し、80%以上は良、60~79%は中、60%未満は 否とすること。

主要農作物委託原種は審査結果報告書

年 月 日

総合振興局長又は振興局長様

審査員

次のとおりほ場審査を実施したので報告します。

記

								1							
作	묘	市	受	契	審	合	不			不	合格	理由	(面積実績))	
物	種	町	託	約	查	格	合	異型	異 品	異 種	雑	草	種子伝染	その他	生育状況
名	名	村	者	面	面	面	格一	の混	種の	類の	0	混	性病虫害	病虫害	
		名	氏	積	積	積	面	入	混入	農作	入		の発生	及び気	
			名				積			物の				象被害	
										混入					
		a	a			a	а	а	a	а		a	a	a	a
計															

注作物ごとに小計を附すこと。

主要農作物委託原種生産物審査結果報告書

年 月 日

総合振興局長又は振興局長 様

審査員

次のとおり生産物審査を実施したので報告します。

作	品	市	受	契	審	合	不		不合	格理由	(重量	上実績)		備考
物	種	町	託	約	查	格	合	発	異	異	雑	種子伝	その他	
名	名	村	者	数	数	数	格	芽	ᇤ	種	草	染性の	病中害	
		名	氏	量	量	量	数	率	種	穀	種	病虫害	粒	
			名				量		粒	粒	子	粒		
				kg	kg	kg	kg							
計														

- 注1 作物ごとに小計を附すこと。
- 注2 「不合格理由(重量実数)」欄中「その他病虫害粒」欄は、大豆にあっては「被害粒及び未熟粒」 と読み替えること。
- 注3 審査数量については、委託契約に基づく原種出荷数量の内数とすること。
- 注4 備考欄には、委託契約に基づく原種出荷数量を超えて生産されたもので、事務取扱要領別記3に 定める基準等に適合すると認められた数量を記載すること。

主要農作物委託原種ほ産種子の審査成績報告書

番 号 年 月 日

北海道知事 様

総合振興局長又は振興局長

次のとおりほ場審査及び生産物審査の成績について報告します。

作物名	品種名	市町村名	ほ場審		生産物	勿審査	審査証明書交付枚数			
			審査面積	合格面積	審査数量	合格数量	ほ場	生産物		
			а	a	kg	kg	枚	枚		
合 計										

- 注1 作物及び品種ごとに小計を附すこと。
- 注2 本表には、委託契約に基づく原種出荷数量に係るものを記載すること。なお、第12の1に基づき生産物審査証明書を交付した場合は、生産物審査の審査数量欄及び合格数量欄、並びに審査証明書交付枚数の生産物欄に、生産物審査証明書の交付対象となった数量を括弧書きで記載すること(委託契約に基づく原種出荷数量に係るものの外数とすること。)。

主要農作物委託原種ほ場審査証明書

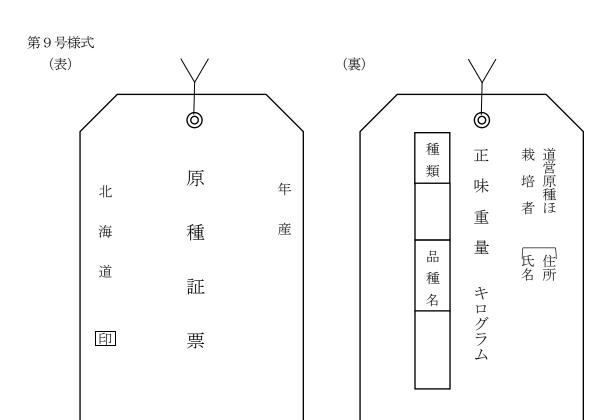
第 号年 月 日

受託者 住所 氏名又は名称

北海道知事即

下記の委託原種ほは、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第 12 条の規定に基づくほ場審査の結果、次のとおりであったことを証明します。

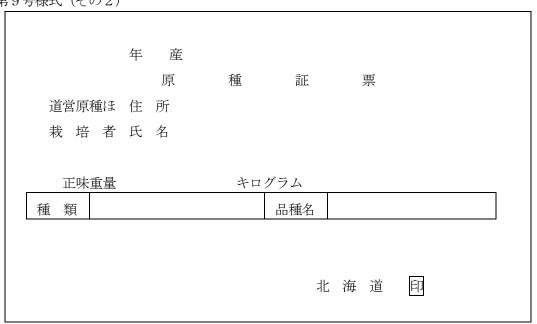
										īГ					
作	品	原	審	合	不				不合	各理由(面	請実績)			生	備
物名	種名	種は設置面積	査 面 積	格面積	合格面積	異の入	型混	異品 種の 混入	異類農物混入	雑草の混入	種子伝 染性病 虫害の 発生	その他 病虫害 及び気 象被害	生育 状況	産 予 想 数 量	考
計		а	а	а	а		a	а	а	а	a	а	a	kg	



備考 (1) 用紙の大きさは、縦14センチメートル、横7センチメートル以上とする。

(2) 表の「原種証票」の文字は、赤色とする。

第9号様式(その2)



備考 (1) 用紙の大きさは、縦10センチメートル、横12センチメートル以上とする。

- (2) 「原種証票」の文字は、赤色とする。
- (3) 種子の包装ごとに印刷する場合には、印刷した袋の受け払い管理を適切に行うこと。

第10号様式

主要農作物委託原種ほ経営成績書

総合振興局長又は振興局長様

住所

受託者

氏名又は名称

次のとおり委託業務を完了したので報告します。

				ки о ос 7 (1	1
			原種ほ面	積	原種生産数	女量		原種出荷	
市町村名	作物名	品種名	設置面	うち審査	10a当た	総生産	うち審査	数量	備考
			積	合格	り	量	合格		
			а	а	kg	kg	kg	kg	

第11号様式

主要農作物委託原種ほ経営成績総括表

作物	名()						(,)総合捌	長興局又	は振興局
市	受託者	品	原種等	萨面積	原種	生産数	量	原種	設置勢	話料	出荷쿃	話料	
町	氏名	種	設置	うち	10a	総生	うち	出荷	a当た	金	kg≝	金	委託料計
村		名	面積	審査	当た	産量	審査	数量	り単	額	たり	額	
名				合格	り		合		価		単価		
							格						
			а	а	kg	kg	kg	kg	円	円	円	円	円

注 この様式は作物別に作成すること。

別 紙 (原種ほ設置委託と出荷委託を同時に契約する場合の例)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 主要農作物原種ほ経営委託業務
- 2 委 託 期 間 年 月 日から年 月 日まで
- 3 業務委託料 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 円) ただし、委託料の内訳は別表2のとおりとし、原種ほ設置面積あるいは原種出荷 数量の実績が委託料の算出基礎の面積あるいは数量を下回った場合は、それぞれ 業務区分ごとの算出基礎により算出した額をもって委託料の額とする。
 - (注) () 書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり 公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) () 書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に 置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(年 月 日)

(注) () 書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道

北海道総合振興局長又は振興局長

住 所

受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙主要農作物原種ほ経営委託業務処理要領(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において次に掲げる委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委 託料を受託者に支払うものとする。
- (1) 主要農作物の原種生産に必要な別表1に定める 年度の原種ほの設置。
- (2) (1)で設置したほ場から生産される原種で、別表1に定めるものの出荷。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めが ある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 受託者は業務委託料をこの委託業務に係る用途以外に使用してはならない。
- 8 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務 所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、 受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指 示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務処理計画書の提出)

- 第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。 (業務担当員)
- 第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者 に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものと する。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

- 第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、 その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。
- (注) 受託者が個人である場合は、[] 書きの条文を削除する。

(業務内容の変更等)

- 第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。 この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(原種生産用種子の供給)

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たり、種子計画に基づき北海道より配付された種子を用いて原種 ほを設置しなければならない。

(原種の出荷)

第10条 受託者は、別表1の原種出荷数量の限度において、要領に基づき委託者が行う生産物審査に合格 した原種全量を委託者の指定した場所に出荷しなければならない。

(原種出荷の確認)

第11条 委託者は、前条の規定に基づき受託者から出荷のあった原種について、検査担当職員を定め数量 の確認をするものとする。

(調査等)

- 第12条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理に つき適正な履行を求めることができる。
- 2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

- 第 12 条の 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置に つき委託者と協議しなければならない。
- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(実績報告等)

第13条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、要領に定めた経営成績書を委託者に提出しな

ければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された経営成績書を速やかに審査するとともに、その他必要に応じて現地調査を行い、当該委託業務に係る委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第14条 受託者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の 請求をするものとする。
- 2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料 を受託者に支払うものとする。
 - 3 前項の規定により業務委託料を支払う場合に、受託者が個人であって、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 183 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)第 28 条第 1 項に基づき所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の徴収を行う必要があるときは、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、当該支払金額から所得税等を控除して支払うものとする。
- (注) 受託者が団体等であって該当しない場合は、 「 」書きの条文を削除する。
- 4 委託者は、その責めに帰すべき理由により第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 5 業務委託料の支払場所は、○○総合振興局又は振興局出納員の勤務の場所とする。

(概算払)

- 第 条 受託者は、委託業務の処理に必要な場合は、業務委託料の額の範囲内において収支計画書により収支計画を明らかにして業務委託料の概算払の請求をすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けた場合において、委託業務の処理に必要があると認めたときは、遅滞なく、その支払をするものとする。
- 3 第14条第3項の規定は、概算払をする業務委託料について準用する。
- (注) 概算払いの実施を想定する必要がある場合は []書きの条文を追加する。 (秘密の保持)
- 第15条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

- 第 16 条 委託者は、次条及び第 18 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、受託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

- 第 17 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第 18 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が 法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者そ の他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員 であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極 的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該

者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた 場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者が これに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第 19 条 第 17 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の任意解除権)

- 第20条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の催告による解除権)

- 第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 (受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)
- 第22条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の 規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第23条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠 償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

- 第 24 条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたとき は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第 25 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を 請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして 委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第26条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料 請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

- 第27条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- ※この様式は、必要に応じ変更の上使用するものとする。

別表 1 委託原種ほの作物名、品種名、面積及び原種出荷数量は次表のとおりとする。

作物名	品種名	面積	原種出荷数量	備考
		a	kg	
		a	kg	
		a	kg	
合計		a	kg	

別表2

原種は設置面積あるいは原種出荷数量の実績が委託料の算出基礎の面積あるいは数量を下回った場合は、次表により算出した額をもって委託料の額とする。

作物名	品種名	業務区分	委託料	算出基礎		
		原種ほ設置業務	円	アール当たり	円×	а
		原種出荷業務	円	キログラム当たり	円×	kg
		原種ほ設置業務	円	アール当たり	円×	a
		原種出荷業務	円	キログラム当たり	円×	kg
		原種ほ設置業務	円	アール当たり	円×	a
		原種出荷業務	円	キログラム当たり	円×	kg
	原種ほ設置・原	原種出荷業務計	円			
	消費税及び地	方消費税相当額	円			
委託料合	 計		円			

別 紙 (原種ほ設置委託と出荷委託を同時に契約する場合の例)

主要農作物原種ほ経営委託業務処理要領

第 1 目 的

主要農作物原種ほを設置し、優良な種子の生産を行うための委託業務の処理に当たっては、委託契約書に定めるほかこの要領に基づき処理するものとする。

第 2 原種ほ設置の要件

受託者は原種ほを設置するに当たり、次の点に留意の上、ほ場を選定するものとする。

- 1 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする作物・品種の栽培に適したほ場であること。
- 2 周辺のほ場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から原種の生産が重大な支障を受ける 恐れのないほ場であること。
- 3 原種の生産に係る栽培管理作業を適切かつ効率的に行うことのできるほ場であること。

第 3 業務処理計画書の提出

委託契約書第4条に基づき受託者が、委託者に提出する業務処理計画書は、別記第1号様式によるものとする。

第 4 種子の取扱い

- 1 受託者は、原種は設置に用いる種子について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、 当該委託契約書に基づく業務の遂行以外の目的に供してはならない。
- 2 受託者は原種ほ設置に用いる種子に残余が発生した場合、速やかに報告するとともに、その取扱いについて委託者と協議しなければならない。

第 5 原種生産方法

原種の生産方法は次により行うものとする。

- 1 品種の混交を避けるために、栽培管理基準等により異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等、適切な管理を行うものとする。
- 2 異種類、異品種等の個体が発見しやすいよう、可能な限り疎植又は薄播きとする。

第 6 出芽状況の調査

- 1 委託者は、委託した原種は(稲に限る。)のほ場について出芽状況の調査を行うので、受託者は、当該審査の実施に協力しなければならない。
- 2 委託者は、前項の審査を行う審査員を定めたときは、受託者に通知するものとする。

第 7 出芽状況の調査の進め方

- 1 委託者は、第6の調査を行う時期等をあらかじめ定め、受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、当該調査に立ち会わなければならない。

第 8 審査の実施

1 委託者は、委託した原種ほのほ場及び生産物について、次のとおり審査を行うので、受託者は、 当該審査の実施に協力しなければならない。

- (1) ほ場審査は、第1期及び第2期に分けて行うこととし、第1期の審査の結果当該主要農作物が 基準等に適合すると認められるときは、第2期の審査を実施するものとする。
- (2) 第2期のほ場審査の結果、当該主要農作物が基準等に適合すると認められるときは、その種子について生産物審査を行うものとする。
- 2 委託者は、前項の審査を行う審査員を定めたときは、受託者に通知するものとする。

第 9 審査の進め方

- 1 委託者は、審査を行う時期等をあらかじめ定め、受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、当該審査に立ち会わなければならない。

第 10 審査不合格の場合の取扱い

審査の結果、不合格となった原種ほについては、当該ほ場の生産物が種子として取り扱われないよう、当該生産物の処理について委託者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

第 11 経営成績書の提出

委託契約書の第13条第1項の規定に基づき受託者が、委託者に提出する経営成績書の様式は、 別記第2号様式によるものとする。

- [第 第 条に規定する収支計画書の様式は別記第 号様式とする。]
- (注) 概算払いの実施を想定する必要がある場合は []書きの条文を追加する。

第 12 受託者の責務

受託者は、次の事項を守り、優良な原種の生産に努めなければならない。

- (1) 原種の栽培管理に当たり委託者及び審査員の指導に従わなければならない。
- (2) 別記第3号様式による「主要農作物原種ほ経営日誌」を備え付け、これに必要な事項を記入し、 ほ場審査の際に審査員に提示しなければならない。
- (3) その他、この要領に定めない事項については、委託者と協議の上業務を処理しなければならない。
- ※この様式は、必要に応じ変更の上使用するものとする。

業務処理計画書

作	業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0	1 1	1 2	1月	2月	3月
物	務							月	月	月			
名	内												
	容												

別記第2号様式

主要農作物委託原種ほ経営成績書

北海道 総合振興局長又は振興局長 様

住 所

受託者

氏 名

次のとおり委託業務を完了したので報告します。

				積	原種生產	E数量		原種出	
市町村名	作物名	品種名	設置面積	うち審査	10a当た	総生産量	うち審査	荷数量	備考
				合格	り		合格		
			a	a	kg	kg	kg	kg	

主要農作物原種ほ経営日誌

記録員氏名

1 整理事項

作物名		品種名			出芽(2~3葉)期	月	目
ほ場所在	地			生育時期	第1期	月	目
契約面積			a		第2期	月	日
受託者	住所			収穫期	収穫期	月	日
	氏名				包装完了期	月	月
備	考						

注 「見込生育時期」欄中「出芽(2~3葉)期」欄は、稲及び秋まき小麦についてのみ記載する。

2 確認事項

	は種量		kg/10a				時	期	和	Ĺ	類	施肥	量kg/	/10a
種子	消毒の方法						月	月						
栽培面	積		a	管	施	肥	月	日						
は種月	日	月	日				月	日						
移植月	日	月	目				時	期	ナ	j				法
出穂又	は開花期	月	目		中	耕	月	日						
苗代期	の状況				除	草	月	日						
(生育	が 状況等)						月	日						
前作物	名						時	期	薬	剤	名	散	布	量
	平 年		kg/10a		病虫	害	月	日						
単収	前 年		kg/10a		防	除	月	日						
	本年見込		kg/10a	理			月	日						
備考					異品	₁種・	時	期	Þ	1			3	容
					異種	類等	月	日						
					の推	置	月	日						

3 出芽状況調査及び調査結果

調査月日及び立	Z 会人		月 日	
	調査項目	区分	判	定
調査結果	出芽の良否			
調査指示事項				

- 注1 稲及び秋まき小麦についてのみ記載すること。
- 注2 「調査結果」欄中「出芽の良否」欄は、「良」「中」「否」を記入のこと。

4 ほ場審査状況及び審査成績

項目	時期	第	1	期	第	2	其	月
審查	月日及び立会人	月 日			月 日			
	審査項目 区分	判定	摘	要	判定	摘		要
審	異型、異品種、異種類の混入	適・不適			適・不適			
	雑草の混入	適・不適			適・不適			
查	種子伝染性の病虫害の発生	適・不適			適・不適			
	その他病虫害及び気象被害の	適・不適			適・不適			
成	発生							
	生育状況	適・不適			適・不適			
績	ほ場環境の状況	適・不適			適・不適			
	判定	合 格	· 不	合格	合 格	. •	不合格	
審查	指示事項							
収種	見込数量			kg				kg
証明	書番号及び交付月日				第 号		月	日

注 「摘要」欄には、各審査項目に係るほ場の状況を記載し、判定の理由を明らかにすること。

5 生産物審査状況及び審査成績

審査月日及び	審査月日及び立会人			審査総数量			kg
審査場所					内	合格数量	kg
審査指示事項					訳	不合格数量	kg
審査証明書交	審査証明書交付月日及び枚数			月		日	枚
不合格数量	発芽率			kg	雑草	種子	kg
の審査項目				kg	種子	伝染性の病虫害粒	kg
別内訳	別内訳 異種穀粒			kg	その	他病虫害粒	kg

注1 「不合格数量の審査項目別内訳」欄中「その他の病虫害粒」欄は、大豆にあっては「被害粒 及び未熟粒」と読み替えること。

注2 複数の審査項目についての不合格の場合は、最も主要な項目に記載すること。

- 注3 異品種粒の中に異型粒を含むものとする。
- 注4 本日誌は、適宜、項目等修正することができる。

別記第 号様式

収 支 計 画 書

事業名: 年度主要農作物原種ほ経営に関する委託業務

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計	備考
収入																
	計															
支出																
	計															
収入	当月分															
差額	累計															

(注) 概算払いの実施を想定する必要がある場合は []書きの様式を追加する。

別 紙 (原種ほ設置委託のみ (秋まき小麦) の契約の場合の例)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 主要農作物原種ほ経営委託業務
- 2 委 託 期 間 年 月 日から年 月 日まで
- 3 業務委託料 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 円) ただし、委託料の内訳は別表2のとおりとし、原種ほ設置面積の実績が委託料の 算出基礎の面積を下回った場合は、算出基礎により算出した額をもって委託料の 額とする。
 - (注) () 書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり 公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) () 書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に 置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(年月日)

(注) () 書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道

北海道総合振興局長又は振興局長

住 所

受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙主要農作物原種ほ経営委託業務処理要領(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において次に掲げる委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委 託料を受託者に支払うものとする。
- (1) 主要農作物の原種生産に必要な別表1に定める 年度の原種ほの設置。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めが ある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 受託者は業務委託料をこの委託業務に係る用途以外に使用してはならない。
- 8 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務 所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、 受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指 示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務処理計画書の提出)

- 第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。 (業務担当員)
- 第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者 に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものと

する。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

- 第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、 その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。
- (注) 受託者が個人である場合は、 [] 書きの条文を削除する。

(業務内容の変更等)

- 第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。 この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(原種生産用種子の供給)

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たり、種子計画に基づき北海道より配付された種子を用いて原種 ほを設置しなければならない。

(調査等)

- 第 10 条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理に つき適正な履行を求めることができる。
- 2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

- 第 10 条の 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置に つき委託者と協議しなければならない。
- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(実績報告等)

- 第 11 条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、要領に定めた経営成績書を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により提出された経営成績書を速やかに審査するとともに、その他必要に応じて現地調査を行い、当該委託業務に係る委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第12条 受託者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料 を受託者に支払うものとする。

- 3 前項の規定により業務委託料を支払う場合に、受託者が個人であって、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 183 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)第 28 条第 1 項に基づき所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の徴収を行う必要があるときは、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、当該支払金額から所得税等を控除して支払うものとする。
- (注) 受託者が団体等であって該当しない場合は、 「 」書きの条文を削除する。
- 4 委託者は、その責めに帰すべき理由により第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 5 業務委託料の支払場所は、○○総合振興局又は振興局出納員の勤務の場所とする。

(概算払)

- 第 条 受託者は、委託業務の処理に必要な場合は、業務委託料の額の範囲内において収支計画書 により収支計画を明らかにして業務委託料の概算払の請求をすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けた場合において、委託業務の処理に必要があると 認めたときは、遅滞なく、その支払をするものとする。
- 3 第12条第3項の規定は、概算払をする業務委託料について準用する。
- (注) 概算払いの実施を想定する必要がある場合は []書きの条文を追加する (秘密の保持)
- 第13条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

- 第14条 委託者は、次条及び第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害 を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協 議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

- 第 15 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした 目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実 質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が 法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者そ の他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員 であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極 的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当該者 と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者がアから才までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第 17 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、前 2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の任意解除権)

第18条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この

場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害 を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協 議して定めるものとする。

(受託者の催告による解除権)

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した 時における 債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規 定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第21条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号) の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。) がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由 によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

- 第22条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償を するものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担 とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第23条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請

求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託 者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。 (相殺)
- 第24条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

- 第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものと する。
 - ※この様式は、必要に応じ変更の上使用するものとする。

別表1

委託原種ほの作物名、品種名、面積及び原種出荷数量は次表のとおりとする。

作物名	品種名	面積	原種生産予定数量	備考
秋まき小麦		a	kg	
		а	kg	

別表2

原種ほ設置面積の実績が委託料の算出基礎の面積を下回った場合は、次表により算出した額をもって委託料の額とする。

作物名	品種名	業務区分	委託料	算出基礎		
秋まき小麦		原種ほ設置業務	円	アール当たり	円×	а
			円	アール当たり	円×	a
	原種ほ設置業績	务計	円			
	消費税及び地ス	方消費税相当額	円			
委託料合言			円			

別 紙 (原種ほ設置委託のみ (秋まき小麦) 契約の場合の例)

主要農作物原種ほ経営委託業務処理要領

第 1 目 的

主要農作物原種ほを設置し、優良な種子の生産を行うための委託業務の処理に当たっては、委託契約書に定めるほかこの要領に基づき処理するものとする。

第 2 原種ほ設置の要件

受託者は原種ほを設置するに当たり、次の点に留意の上、ほ場を選定するものとする。

- 1 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする作物・品種の栽培に適したほ場であること。
- 2 周辺のほ場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から原種の生産が重大な支障を受ける恐れのないほ場であること。
- 3 原種の生産に係る栽培管理作業を適切かつ効率的に行うことのできるほ場であること。

第 3 業務処理計画書の提出

委託契約書第4条に基づき受託者が、委託者に提出する業務処理計画書は、別記第1号様式によるものとする。

第 4 種子の取扱い

- 1 受託者は、原種ほ設置に用いる種子について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、 当該委託契約書に基づく業務の遂行以外の目的に供してはならない。
- 2 受託者は原種は設置に用いる種子に残余が発生した場合、速やかに報告するとともに、その取扱いについて委託者と協議しなければならない。

第 5 原種生産方法

原種の生産方法は次により行うものとする。

- 1 品種の混交を避けるために、栽培管理基準等により異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等、適切な管理を行うものとする。
- 2 異種類、異品種等の個体が発見しやすいよう、可能な限り疎植又は薄播きとする。

第 6 出芽状況の調査

- 1 委託者は、委託した原種ほのほ場について出芽状況の調査を行うので、受託者は、当該審査の 実施に協力しなければならない。
- 2 委託者は、前項の審査を行う審査員を定めたときは、受託者に通知するものとする。

第 7 出芽状況の調査の進め方

- 1 委託者は、第6の調査を行う時期等をあらかじめ定め、受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、当該調査に立ち会わなければならない。

第 8 経営成績書の提出

委託契約書の第11条第1項の規定に基づき受託者が、委託者に提出する経営成績書の様式は、 別記第2号様式によるものとする。

- [第 第 条に規定する収支計画書の様式は別記第 号様式とする。]
- (注) 概算払いの実施を想定する必要がある場合は []書きの条文を追加する。

第 9 受託者の責務

受託者は、次の事項を守り、優良な原種の生産に努めなければならない。

- (1) 原種の栽培管理に当たり委託者及び審査員の指導に従わなければならない。
- (2) 別記第3号様式による「主要農作物原種ほ経営日誌」を備え付け、これに必要な事項を記入し、 ほ場審査の際に審査員に提示しなければならない。
- (3) その他、この要領に定めない事項については、委託者と協議の上業務を処理しなければならない。
- ※ この様式は、必要に応じ変更の上使用するものとする。

業務処理計画書

作	業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0	1 1	1 2	1月	2月	3月
物	務							月	月	月			
名	内												
	容												

別記第2号様式

主要農作物委託原種ほ経営成績書

北海道総合振興局長又は振興局長様

住 所

受託者

氏 名

次のとおり委託業務を完了したので報告します。

			原種ほ面	積	原種生產	E 数量		原	
市町村名	作物名	品種名	設置面積	うち審査	10a当た	総生産量	うち審査	種	備
				合 格	ŋ		合 格		考
								出荷数	
								量	
			а	а	kg	kg	kg	kg	

主要農作物原種ほ経営日誌

記録員氏名

1 整理事項

作物名		品種名			出芽(2~3葉)期	月	日
ほ場所在	三地			生育時期	第1期	月	日
契約面積	<u>/ш</u> п		а		第2期	月	日
受託者	住所			収穫期	収穫期	月	日
	氏名				包装完了期	月	日
備	考						

注 「見込生育時期」欄中「出芽(2~3葉)期」欄は、稲及び秋まき小麦についてのみ記載する。

2 確認事項

	は種量	<u>.</u>		kg/10a				時	期	種	類	施肥	量kg	/10a
種子	消毒の	D方法						月	日					
栽培面	磧			a	管	施	肥	月	日					
は種月	日		月	日				月	日					
移植月	日		月	日				時	期	方				法
出穂ス	スは開花	芝期	月	日		中	耕	月	日					
苗代期	別の状況	2				除	草	月	日					
(生育	手状 況等	(月	日					
前作物	加名							時	期	薬剤	名	散	布	量
	平	年		kg/10a		病虫	害	月	日					
単収	前	年		kg/10a		防	除	月	日					
	本年月	記		kg/10a	理			月	日					
備考						異品	₁種・	時	期	内			3	容
						異種	類等	月	日					
						の推	置	月	日					

3 出芽状況調査及び調査結果

調査月日及び立会人	月	日	

	調査項目	区分	判	定
調査結果	出芽の良否			
調査指示事項				

- 注1 稲及び秋まき小麦についてのみ記載すること。
- 注2 「調査結果」欄中「出芽の良否」欄は、「良」「中」「否」を記入のこと。

4 ほ場審査状況及び審査成績

項目		第	1	 期		 第	2	-	期
	月日及び立会人	月日		791	月	日			.71
Д, "	審査項目 区分	判定	摘	 要	判	定	摘		要
審	異型、異品種、異種類の混入	適・不適	31.3			 不適	41.4		
	雑草の混入	適・不適				不適			
查	種子伝染性の病虫害の発生	適・不適				不適			
	その他病虫害及び気象被害の	適・不適			適・	不適			
成	発生								
	生育状況	適・不適			適•	不適			
績	ほ場環境の状況	適•不適			適•	不適			
	判定	合 格	• 7	六合格		合 格	•	不合	洛
審查	指示事項								
収穫	見込数量			kg					kg
証明	書番号及び交付月日				第	号		月	日

注 「摘要」欄には、各審査項目に係るほ場の状況を記載し、判定の理由を明らかにすること。

5 生産物審査状況及び審査成績

審査月日及び	心会人	月	日		審査	総数量	kg
審査場所					内	合格数量	kg
審査指示事項	Į				訳	不合格数量	kg
審査証明書交	審査証明書交付月日及び枚数					日	枚
不合格数量	発芽率			kg	雑草	種子	kg
の審査項目					種子	伝染性の病虫害粒	kg
別内訳	別内訳 異種穀粒				その	他病虫害粒	kg

- 注1 「不合格数量の審査項目別内訳」欄中「その他の病虫害粒」欄は、大豆にあっては「被害粒 及び未熟粒」と読み替えること。
- 注2 複数の審査項目についての不合格の場合は、最も主要な項目に記載すること。
- 注3 異品種粒の中に異型粒を含むものとする。
- 注4 本日誌は、適宜、項目等修正することができる。

別記第 号様式

収 支 計 画 書

事業名: 年度主要農作物原種ほ経営に関する委託業務

	区分	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計	備考
収入																
	計															
支出																
	計															
収入	当月分															
差額	累計															

(注) 概算払いの実施を想定する必要がある場合は []書きの様式を追加する。

別 紙 (原種出荷委託 (秋まき小麦) 契約の場合の例)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 主要農作物原種は経営委託業務
- 2 委 託 期 間 年 月 日から年 月 日まで
- 3 業務委託料 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 円) ただし、委託料の内訳は別表2のとおりとし、原種出荷数量の実績が委託料の算出基礎の数量を下回った場合は、算出基礎により算出した額をもって委託料の額とする。
 - (注) () 書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり 公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) () 書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に 置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(年月日)

(注) () 書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道

北海道総合振興局長又は振興局長

住 所

受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙主要農作物原種ほ経営委託業務処理要領(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において次に掲げる委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委 託料を受託者に支払うものとする。
 - (1) 年度の委託契約に基づき設置したほ場から生産される原種で、別表1に定めるものの出荷。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めが ある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 受託者は業務委託料をこの委託業務に係る用途以外に使用してはならない。
- 8 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務 所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、 受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指 示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務処理計画書の提出)

- 第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。 (業務担当員)
- 第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者 に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものと

する。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

- 第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、 その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。
- (注) 受託者が個人である場合は、[] 書きの条文を削除する。

(業務内容の変更等)

- 第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。 この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 第9条 受託者は、別表1の原種出荷数量の限度において、要領に基づき委託者が行う生産物審査に合格 した原種全量を委託者の指定した場所に出荷しなければならない。

(原種出荷の確認)

(原種の出荷)

第10条 委託者は、前条の規定に基づき受託者から出荷のあった原種について、検査担当職員を定め数量 の確認をするものとする。

(調査等)

- 第11条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理に つき適正な履行を求めることができる。
- 2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

- 第 11 条の 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置に つき委託者と協議しなければならない。
- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(実績報告等)

- 第12条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、要領に定めた経営成績書を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により提出された経営成績書を速やかに審査するとともに、その他必要に応じて現地調査を行い、当該委業務に係る委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第13条 受託者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の請

求をするものとする。

- 2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料 を受託者に支払うものとする。
 - 3 前項の規定により業務委託料を支払う場合に、受託者が個人であって、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 183 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)第 28 条第 1 項に基づき所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の徴収を行う必要があるときは、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、当該支払金額から所得税等を控除して支払うものとする。
- (注) 受託者が団体等であって該当しない場合は、 [] 書きの条文を削除する。
- 4 委託者は、その責めに帰すべき理由により第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額 につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うも のとする。
- 5 業務委託料の支払場所は、○○総合振興局又は振興局出納員の勤務の場所とする。

(概算払)

- 第 条 受託者は、委託業務の処理に必要な場合は、業務委託料の額の範囲内において収支計画書により収支計画を明らかにして業務委託料の概算払の請求をすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けた場合において、委託業務の処理に必要があると認め たときは、遅滞なく、その支払をするものとする。
- 3 第13条第3項の規定は、概算払をする業務委託料について準用する。
- (注) 概算払いの実施を想定する必要がある場合は []書きの条文を追加する (秘密の保持)
- 第14条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

- 第15条 委託者は、次条及び第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害 を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協 議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

- 第 16 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (委託者の催告によらない解除権)
- 第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実 質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的 に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められる とき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ この契約に関連する契約の相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と 契約を締結したと認められるとき。
- キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合 (カに該当する場合を除く。) に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従 わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第 18 条 第 16 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるとき

は、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の任意解除権)

- 第19条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害 を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協 議して定めるものとする。

(受託者の催告による解除権)

第20条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第21条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規 定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第 16 条又は第 17 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号) の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。) がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

- 第23条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償を するものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担

とする。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第 24 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。 (相殺)
- 第25条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

- 第26条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものと する。
- ※この様式は、必要に応じ変更の上使用するものとする。

別表1

委託原種ほの作物名、品種名、面積及び原種出荷数量は次表のとおりとする。

作物名	品種名	原種出荷数量	備考(面積)
秋まき小麦		kg	
		kg	

注 「備考(面積)」欄の面積は、第1条に係るほ場設置面積を記入する。

別表2

原種出荷数量の実績が委託料の算出基礎の数量を下回った場合は、次表により算出した額をもって委託 料の額とする。

作	物名	品種名	業務区分	委託料		算出基礎		
秋ま	き小麦		原種出荷業務		円	キログラム当たり	円×	kg
					円	キログラム当たり	円×	kg
		原種出荷業務語	 		円			
		消費税及び地	方消費税相当額		円			
委	託料合詞	 			円			

別 紙 (原種出荷委託 (秋まき小麦) の場合の例)

主要農作物原種は経営委託業務処理要領

第 1 目 的

主要農作物原種ほを設置し、優良な種子の生産を行うための委託業務の処理に当たっては、委託契約書に定めるほかこの要領に基づき処理するものとする。

第 2 業務処理計画書の提出

委託契約書第4条に基づき受託者が、委託者に提出する業務処理計画書は、別記第1号様式によるものとする。

第 3 原種生産方法

品種の混交を避けるために、栽培管理基準等により異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等、適切な管理を行うものとする。

第 4 審査の実施

- 1 委託者は、委託した原種ほのほ場及び生産物について、次のとおり審査を行うので、受託者は、 当該審査の実施に協力しなければならない。
- (1) ほ場審査は、第1期及び第2期に分けて行うこととし、第1期の審査の結果当該主要農作物が 基準等に適合すると認められるときは、第2期の審査を実施するものとする。
- (2) 第2期のほ場審査の結果、当該主要農作物が基準等に適合すると認められるときは、その種子について生産物審査を行うものとする。
- 2 委託者は、前項の審査を行う審査員を定めたときは、受託者に通知するものとする。

第 5 審査の進め方

- 1 委託者は、審査を行う時期等をあらかじめ定め、受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、当該審査に立ち会わなければならない。
- 第 6 審査不合格の場合の取扱い

審査の結果、不合格となった原種ほについては、当該ほ場の生産物が種子として取り扱われないよう、当該生産物の処理について委託者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

第 7 経営成績書の提出

委託契約書の第12条第1項の規定に基づき受託者が、委託者に提出する経営成績書の様式は、 別記第2号様式によるものとする。

- [第 第 条に規定する収支計画書の様式は別記第 号様式とする。]

第 8 受託者の責務

受託者は、次の事項を守り、優良な原種の生産に努めなければならない。

- (1) 原種の栽培管理に当たり委託者及び審査員の指導に従わなければならない。
- (2) 別記第3号様式による「主要農作物原種ほ経営日誌」を備え付け、これに必要な事項を記入し、 ほ場審査の際に審査員に提示しなければならない。
- (3) その他、この要領に定めない事項については、委託者と協議の上業務を処理しなければならない。
- ※ この様式は、必要に応じ変更の上使用するものとする。

業務処理計画書

作	業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0	1 1	1 2	1月	2月	3月
物	務							月	月	月			
名	内												
	容												

別記第2号様式

主要農作物委託原種ほ経営成績書

北海道総合振興局長又は振興局長様

住 所

受託者

氏 名

次のとおり委託業務を完了したので報告します。

			原種ほ面	請	原種生産	E数量		原種出	
市町村名	作物名	品種名	設置面積	うち審査	10a当た	総生産量	うち審査	荷数量	備考
				合格	ŋ		合格		
			а	а	kg	kg	kg	kg	

主要農作物原種ほ経営日誌

記録員氏名

1 整理事項

作物名		品種名			出芽(2~3葉)期	月	月
ほ場所在	ほ場所在地				第1期	月	目
契約面積			а		第2期	月	目
受託者	住所			収穫期	収穫期	月	日
	氏名				包装完了期	月	日
備	考						

注 「見込生育時期」欄中「出芽(2~3葉)期」欄は、稲及び秋まき小麦についてのみ記載する。

2 確認事項

	は種量	1		kg/10a				時	期	種	類	施肥	量kg	/10a
種子	消毒の	方法						月	日					
栽培面	磧			a	管	施	肥	月	日					
は種月	日		月	日				月	日					
移植月	日		月	日				時	期	方				法
出穂又	スは開花	期	月	日		中	耕	月	日					
苗代期	別の状況	2				除	草	月	日					
(生育	ず 状況等	Ė)						月	日			_		
前作物	加名							時	期	薬剤	名	散	布	量
	平	年		kg/10a		病虫	害	月	日					
単収	前	年		kg/10a		防	除	月	日					
	本年月	起		kg/10a	理			月	日					
備考						異品	□種・	時	期	内			3	容
						異種	類等	月	日					
						の推	置	月	日					

3 出芽状況調査及び調査結果

		_		
調査月日及び立会人	月	日		

	調査項目	区分	判	定
調査結果	出芽の良否			
調査指示事項				

- 注1 稲及び秋まき小麦についてのみ記載すること。
- 注2 「調査結果」欄中「出芽の良否」欄は、「良」「中」「否」を記入のこと。

4 ほ場審査状況及び審査成績

I	n-1-14n	hoha		44n		<i>h-h-</i>	-		4 -n
項目	時期	第	1	期		第	2	7	期
審查	月日及び立会人	月 日			月	日			
	審査項目 区分	判定	摘	要	判	定	摘		要
審	異型、異品種、異種類の混入	適・不適			適・	不適			
	雑草の混入	適・不適			適・	不適			
査	種子伝染性の病虫害の発生	適・不適			適・	不適			
	その他病虫害及び気象被害の	適・不適			適・	不適			
成	発生								
	生育状況	適・不適			適・	不適			
績	ほ場環境の状況	適・不適			適・	不適			
	判定	合 格	• 7	合格		合 格	•	不合	各
審查	指示事項								
収穫	見込数量			kg					kg
証明	書番号及び交付月日				第	号		月	日

注 「摘要」欄には、各審査項目に係るほ場の状況を記載し、判定の理由を明らかにすること。

5 生産物審査状況及び審査成績

審査月日及び立会人 月 日				審査	総数量	kg		
審査場所				内 合格数量		kg		
審査指示事項				訳	不合格数量	kg		
審査証明書交付月日及び枚数				月		日	枚	
不合格数量	発芽率			kg	雑草	種子	kg	
の審査項目	異品種粒	kg			種子	伝染性の病虫害粒	kg	
別内訳	異種穀粒			kg	その	他病虫害粒	kg	

- 注1 「不合格数量の審査項目別内訳」欄中「その他の病虫害粒」欄は、大豆にあっては「被害粒 及び未熟粒」と読み替えること。
- 注2 複数の審査項目についての不合格の場合は、最も主要な項目に記載すること。
- 注3 異品種粒の中に異型粒を含むものとする。
- 注4 本日誌は、適宜、項目等修正することができる。

別記第 号様式

収 支 計 画 書

事業名: 年度主要農作物原種ほ経営に関する委託業務

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計	備考
収入																
	計															
支出																
	計															
収入	当月分															
差額	累計															

(注) 概算払いの実施を想定する必要がある場合は []書きの様式を追加する。

再委託の申出書 (例)

年 月 日

北海道総合振興局長又は振興局長様

申出者 住所 氏名

年 月 日付け締結の委託契約書第6条に基づき、次のとおり申出します。

記

- 1 再委託しようとする業務の内容
- 2 再委託しようとする理由
- 3 再委託しようとする相手、原種ほの設置面積等

作物名	品種名	設置面積	原種生産予 定数量	住所	氏名
		a	kg		
(合 計)					

承 諾 書 (例)

 文書
 番号

 年月日

申出者 住所

氏名 様

北海道総合振興局長又は振興局長

年 月 日付け締結の委託契約書第6条に基づき、 年 月 日付け申出のあったこのことについて、 適当と認められるので承諾します。

(部課係名)